

第 1 1 章 生物多様性の保全

第1節 鹿児島市生物多様性地域戦略

本市では、平成26年3月に生物多様性地域戦略を策定し、生物多様性の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に進めています。

令和4年3月には、「自然環境の保全・育成」、「生物多様性を支える活動の促進」、「生物多様性の恵みの活用」を取組の基本方針として定め、長期的な視点に立って多様な主体による生物多様性の保全に向けた取組を積極的に進める「第二次鹿児島市生物多様性地域戦略」を策定しました。

1 かごしま自然百選の選定

本市の自然の魅力を広く周知することにより、貴重な自然を維持・保全するとともに、生物多様性への理解を深めることを目的として、平成27年2月に「かごしま自然百選」を選定しました。

2 「国際生物多様性の日」を契機とした普及啓発

生物多様性への興味・関心を促し、その保全の重要性についての理解を深めるため、5月22日の「国際生物多様性の日」を契機として、市の公共施設等で生物多様性について実感できるイベント等を開催しています。

3 生物多様性保全活動の推進

市民活動団体等からの企画提案による生物多様性に関する自主的・継続的な活動を支援しています。

令和2年度支援事業（1件） ※令和3年度は休止

- ・生きものと暮らせる鹿児島の創造に向けた若者ワークショップの開催と八重山自然ふれあいウォークの開催

4 生物多様性学習教材の提供

本市の自然や生き物、暮らしとの関係など生物多様性について、小学生から大人までわかりやすく学習できるウェブサイト「かごしま生きものラボ」を平成31年4月1日に開設しました。

市内小学校の理科や社会、総合的な学習の時間の授業等での活用を図るとともに、生物多様性に関するイベントや四季の花等の情報発信等を行っています。

第2節 法令等による保全

1 自然公園法

優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的として、昭和32年より施行されています。

自然公園には、我が国の風景を代表し、世界的にも誇りうる傑出した自然の風景地として指定された国立公園と、国立公園の風景に準ずる優れた自然の風景地として指定された国定公園、さらに都道府県の優れた自然の風景地として指定された都道府県立自然公園があります。本市の桜島地区と吉野地区は、霧島錦江湾国立公園の指定区域の一部です。

自然公園ごとに策定されている公園計画では、指定区域を景観の優秀性や自然状態を保持する必要性の度合又は利用上の重要性により特別地域、海域公園地区及び普通地域に区分し、それぞれに応じた行為の規制がなされています（表11-1）。

国や県において許可等を行います。市では申請書等の受理及び県への送付事務を行っています。令和3年度の本市の国立公園区域内における許可等の状況は表11-2のとおりです。

表11-1 霧島錦江湾国立公園面積（鹿児島市域分）（単位：ha）

| | | | | |
|--------|---------|---------|---------|---------|
| 特別地域 | 特別保護地域 | 2,158.0 | (小計) | (合計) |
| | 第1種特別地域 | 749.0 | | |
| | 第2種特別地域 | 1,842.0 | | |
| | 第3種特別地域 | 2,238.0 | | |
| 海域公園地区 | | | 143.7 | |
| 普通地域 | | | 295.0 | |
| | | | 6,987.0 | 7,425.7 |

表11-2 自然公園法に基づく許可又は届出に係る状況（令和3年度）（単位：件）

| 許 可 | | | | | | 届出 | 協議等 | 合計 |
|-------------|-------------|-------------|------------|-----------|-------------|-------------|-----|----|
| 工作物の 新築等 | 広告物の 設置等 | 土地の 形状変更 | 土 石 採 取 | 木竹の 伐採 | 事業内容の 変更 | 工作物の 新築等 | | |
| 13 | 0 | 1 | 4 | 0 | 3 | 1 | 0 | 22 |

2 鳥獣保護

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき、鳥獣(愛がん目的)の捕獲許可・飼養登録等に係る事務を行っています。

なお、平成 24 年度以降は、鹿児島県鳥獣保護計画の変更に伴い、メジロを含めたすべての鳥獣において、家庭等での愛がん目的での捕獲はできなくなりました。

(1) 鳥獣飼養登録票の交付数 令和 3 年度の件数：22 件

(2) 鳥獣飼養状況（令和 3 年度末）

| 区 分 | 飼養件数 | 内 訳 | |
|-----|------|---------------|---|
| 鳥 類 | 21 | メジロ | 8 |
| | | ホオジロ | 5 |
| | | サンバ | 2 |
| | | ルリカケス | 2 |
| | | ナベヅル | 1 |
| | | ハヤブサ | 1 |
| | | リュウキュウアカショウビン | 1 |
| | | リュウキュウコノハズク | 1 |
| | | 獣 類 | 1 |
| 合 計 | 22 | | |

3 ウミガメの保護

喜入地域の海岸ではウミガメの産卵・ふ化が確認されています。

昭和 62 年と 63 年にアカウミガメが磯海水浴場に上陸したことを契機に、関係課によるウミガメ連絡協議会を設置し、保護意識の普及啓発に努めています（表 11-3）。

表 11-3 本市のウミガメ産卵等状況

| 年 度 | 上陸 頭数 | 産卵 頭数 |
|----------|-------|-------|
| 令和 3 年度 | 27 頭 | 7 頭 |
| 令和 2 年度 | 14 頭 | 10 頭 |
| 令和元年度 | 12 頭 | 12 頭 |
| 平成 30 年度 | 0 頭 | 0 頭 |

4 鹿児島市保存樹等及び自然環境保護地区

「鹿児島市保存樹等及び自然環境保護地区に関する条例」に基づき指定された保護地区、保存樹及び保存樹林の保護に影響を及ぼす等の一定の行為を行う時に、届出が必要となっており、この条例に基づき、良好な自然環境を有する山林等で、その自然環境を維持するために保護を必要とする地区を自然環境保護地区、また市民に親しまれ、又は由緒・由来のある樹木・樹林で、その自然環境を維持するため保護を必要とするものを保存樹・保存樹林に指定しています。

(1) 自然環境保護地区

玉里町及び下伊敷2丁目の2ヶ所を自然環境保護地区として指定し、良好な自然環境の保全に努めています（資一生-2）。

(2) 保存樹・保存樹林等

保存樹林は、昭和49年以降現在までに神社境内、公園などの樹林を12箇所、面積として54,374㎡を指定しています（資一生-3）。

保存樹は、昭和49年以降現在までクスノキ、クロガネモチ、センダンなど21種類41本を指定しています（資一生-4）。

第3節 自然遊歩道

山歩きなどを通じて自然に親しみ、自然を愛し育て、あわせて心身の健康の場として利用していただくために、市内に11コースの自然遊歩道を設置しています（表11-4）。

また、自然遊歩道の適正かつ効果的な利用を促進するため、自然遊歩道協力員を設置しています。自然遊歩道協力員は、自然遊歩道の巡回を毎月実施し、自然遊歩道の適正な利用を呼びかけています。

表11-4 自然遊歩道の設置状況

| 番号 | 自然遊歩道名 | 指定日 | 所在地 | コース全長 (km) |
|----|----------------------------|------------|--------------------|------------|
| 1 | 八重山自然遊歩道 | 令和2.8.2 | 郡山町 | 山頂まで約2.8 |
| 2 | 三重岳自然遊歩道 (皆与志コース) | 昭和47.4.29 | 皆与志町 東俣町 本名町 | 山頂まで約4.0 |
| 3 | 三重岳自然遊歩道 (南方コース) | 平成21.5.30 | 川田町 東俣町 本名町 | 山頂まで約4.5 |
| 4 | 牟礼岡自然遊歩道 | 平成18.4.22 | 宮之浦町 吉野町 | 山頂まで約1.2 |
| 5 | 寺山自然遊歩道 | 昭和48.12.16 | 吉野町 | 約2.5 |
| 6 | 城山自然遊歩道 | 昭和47.12.16 | 城山町 | 約2.0 |
| 7 | 慈眼寺自然遊歩道 | 昭和47.5.28 | 下福元町 | 約3.0 |
| 8 | 錫山自然遊歩道 | 昭和51.3.28 | 下福元町 | 約9.3 |
| 9 | 烏帽子岳自然遊歩道 (登山コース) | 昭和47.10.10 | 平川町 | 山頂まで約4.5 |
| 10 | 烏帽子岳自然遊歩道 (動物園コース) ※閉鎖中 | 昭和49.11.24 | 平川町 | 山頂まで約8.4 |
| 11 | グリーンファーム 自然遊歩道 | 平成29.3.31 | 喜入一倉町 | 約2.0 |

※ 寺山自然遊歩道沿いにある「寺山炭窯跡」は、平成27年7月に『明治日本の産業革命遺産 製鉄・鉄鋼、造船、石炭産業』の構成資産の一つとして世界文化遺産に登録されています。

※寺山自然遊歩道は寺山炭窯跡付近が崩落のため一部通行止になっています。

